

5 その他

(1) 産前産後期間の保険料免除措置

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、産前産後期間相当分の保険料を減額する。

ア 改正内容

- ① 対象者：出産する予定の被保険者又は出産した被保険者
- ② 軽減内容：4か月間の所得割額と均等割額の保険料を免除
(多胎妊娠の場合は、6か月間)
- ③ 施行日：令和6年1月1日

イ 保険料の免除方法

- ① 出産予定月（又は出産月）の前月から4か月間の保険料を免除
(多胎の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月間の保険料を免除)

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

- ② 令和5年度においては、令和6年1月以降の期間分を免除

	令和5年			令和6年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
単胎の方		出産予定月					
			出産予定月				
				出産予定月			
					出産予定月		

…対象期間